



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 181 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し (長寿社会課)..... 1
- 182 介護保険法による介護老人保健施設の許可 (")..... 1
- 183 紀の川土地改良区連合の役員の退任 (農業農村整備課)..... 2
- 184 藤崎井土地改良区の役員の就退任 (")..... 2
- 185 小田井土地改良区の役員の就退任 (")..... 3
- 186 県営土地改良事業計画の決定 (")..... 4
- 187 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)..... 4
- 188 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")..... 6
- 189 平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課)..... 7
- 190 和歌山下津港港湾計画の変更の概要 (港湾整備課)..... 9

○ 人事委員会告示

- 2 平成24年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施 10

○ 公告

- 二級河川佐野川水系河川整備計画の策定 (河川課)..... 14

告 示

和歌山県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号の規定に基づき公示する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3070107176	株式会社ライフ	介護サービスなごみ	和歌山市井戸272-1	訪問介護	平成24.2.3

和歌山県告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成11年和歌山県規則第109号）第12条第2項の規定に基づき公示する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 介護保険事業者番号 3052280033
- 2 開設者の名称 医療法人社団董会
- 3 事業所の名称 介護老人保健施設田辺すみれ苑
- 4 事業所の所在地 和歌山県田辺市城山台4番5号

- 5 サービスの種類 介護老人保健施設
通所リハビリテーション
短期入所療養介護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防短期入所療養介護
- 6 開設許可年月日 平成24年3月1日
- 7 許可の有効期間満了日 平成30年2月28日

和歌山県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年2月1日退任）

職名	氏名	住所
理事	南武文	和歌山市府中865番地

和歌山県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年1月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	楠石榮一	岩出市川尻96番地
理事	林義見	紀の川市嶋189番地
理事	神崎博文	紀の川市竹房202番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	東勲	岩出市中迫545番地の2
理事	上田義美	岩出市高塚29番地
理事	大西英喜	岩出市西国分787番地の1（2B）
理事	赤井幹夫	岩出市畑毛217番地
理事	平野幹郎	岩出市中黒366番地
理事	飯田裕三	和歌山市山口西357番地
理事	中井守	和歌山市弘西104番地
理事	南武文	和歌山市府中865番地
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	瀧本正義	和歌山市園部556番地
監事	横地清己	和歌山市里220番地
監事	中屋博志	和歌山市六十谷799番地
監事	豎竹司	紀の川市黒土43番地

2 就任した役員（平成24年2月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	楠石哲也	岩出市川尻98番地の1

理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	神崎博文	紀の川市竹房202番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	堂西修	岩出市荊本153番地の3
理事	上田義美	岩出市高塚29番地
理事	出口茂行	岩出市西野301番地
理事	赤井幹夫	岩出市畑毛217番地
理事	土岐久雄	岩出市相谷30番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	藺部雄道	和歌山市弘西791番地
理事	木戸口清	和歌山市府中1599番地の2
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	山本俊夫	和歌山市六十谷1152番地
監事	左近定雄	紀の川市松井36番地
監事	岩崎安宏	岩出市中迫361番地
監事	中村秀昭	和歌山市府中783番地

和歌山県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年2月17日退任）

職名	氏名	住所
理事	辻本保	橋本市高野口町大野1117番地
理事	田村重樹	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町129番地
理事	内田順三	伊都郡かつらぎ町大字大谷90番地
理事	中嶋章吾	伊都郡かつらぎ町大字佐野621番地の3
理事	中浦敏雄	紀の川市名手市場1516番地3
理事	森下勉	紀の川市後田123番地1
理事	岡田允男	紀の川市井田167番地4
理事	林武彦	紀の川市上田井964番地
理事	松浦琢美	紀の川市上野157番地
理事	清瀧武志	紀の川市花野205番地
理事	林秀行	紀の川市古和田256番地
理事	溝根央	紀の川市東国分171番地5
理事	前田善昭	岩出市西国分240番地
理事	藤田信弘	岩出市水栖125番地
監事	米井正司	伊都郡かつらぎ町大字萩原445番地
監事	菅原一暢	紀の川市穴伏264番地
監事	谷川龍平	紀の川市打田1011番地
監事	増田俣	岩出市森290番地

2 就任した役員（平成24年2月18日就任）

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	北本佳久	橋本市高野口町大野1123番地
理事	小嶋春博	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町1706番地
理事	西林武仁	伊都郡かつらぎ町大字大谷1082番地
理事	米井博	伊都郡かつらぎ町大字萩原447番地
理事	中浦勉	紀の川市名手市場1486番地1
理事	植村義治	紀の川市名手西野322番地
理事	中村泰文	紀の川市井田106番地2
理事	中谷尚嗣	紀の川市嶋210番地
理事	歌富夫	紀の川市打田1419番地
理事	宮本良一	紀の川市上野227番地2
理事	林秀行	紀の川市古和田256番地
理事	溝根央	紀の川市東国分171番地5
理事	湯川勝美	岩出市西国分287番地
理事	堂本和義	岩出市水栖620番地
監事	中嶋章吾	伊都郡かつらぎ町大字佐野621番地の3
監事	高橋曠好	紀の川市松井105番地
監事	清瀧武志	紀の川市花野205番地
監事	下津清彦	岩出市根来1270番地

和歌山県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業糸野地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年3月7日から平成24年4月4日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局地域振興部農地課、有田川町建設課

和歌山県告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 実施の目的
 - (1) 腐そ病の発生予防のため
 - (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
 - (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (7) 牛流行熱の発生予防のため
- (8) イバラキ病の発生予防のため
- (9) アカバネ病の発生予防のため
- (10) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (11) チュウザン病の発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 腐そ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 腐そ病検査 みつばち
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、おおむね飼養羽数の10%、最小100羽）
- (6) 馬伝染性貧血検査 馬
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 腐そ病検査 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (6) 馬伝染性貧血検査 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (7) 牛流行熱検査 原則として平成24年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) イバラキ病検査 原則として平成24年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アカバネ病検査 原則として平成24年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アイノウイルス感染症検査 原則として平成24年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

(11) チュウザン病検査 原則として平成24年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。
- (7) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) イバラキ病の発生予防のため
- (4) アカバネ病の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽の発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛

- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) イバラキ病予防注射 イバラキ病予防液を皮下に注射する。
- (4) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液(無胸膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第189号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

- (1) 「学科の試験」
 - ア 二級建築士
平成24年7月1日(日)午前10時から午後5時10分まで
 - イ 木造建築士
平成24年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで
- (2) 「設計製図の試験」
 - ア 二級建築士
平成24年9月9日(日)午前11時から午後4時まで
 - イ 木造建築士
平成24年10月14日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験場

- (1) 「学科の試験」
和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1
- (2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成24年3月31日(土)から同年4月6日(金)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成24年4月9日(月)から同月16日(月)までの午前10時から午後5時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成24年4月9日(月)及び同月10日(火)の午前10時から午後5時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成24年4月9日(月)及び同月10日(火)の午前10時から午後5時まで

イ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成22年又は平成23年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験の申込書の受付は、原則としてアの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、ア(ア)のみで受け付けるものとし、受付期間の最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し、所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成24年12月6日(木) (予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成24年8月21日(火) (予定)に、木造建築士は平成24年9月4日(火) (予定)に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成24年6月6日(水) (予定)から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

和歌山県告示第190号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成24年3月6日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について変更及び追加した事項は、次のとおりである。

(変更理由)

- ・プレジャーボート係留施設の不足を解消するため、有田地において、小型船だまり計画を変更する。
- ・港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

(1) 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

有田地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [新規計画]

防波堤 延長 260m [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 200m [新規計画]

埠頭用地 面積 1ha [新規計画]

これに伴い、港町防波堤140mを廃止する。

(2) 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用及び土地造成計画を次のとおり計画する。

土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	海面処分 用地	合計
	有田地区	(2) 2			(169) 169		(1) 1			

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

土地造成計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	海面処分 用地	合計
	有田地区	(1) 1								

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地

利用計画で内数である。

注2) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

(3) 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、引き続き、港湾利用者のニーズを把握するとともに利用促進活動を進める。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾整備課

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

平成24年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成24年3月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成24年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	40人程度	個人生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持 原則として、平成25年4月以降であるが、既卒者については、平成24年9月に採用される場合がある。
	武道(柔道)	2人程度	
	武道(剣道)	2人程度	
警察官A女性	一般	5人程度	男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別	
警察官A男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性	
	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成25年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)		
	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成25年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)		
警察官A女性	一般	男性一般と同じ。	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに

生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成25年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成24年5月13日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成24年5月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成24年6月中旬	和歌山市	平成24年6月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成24年7月中旬	和歌山市	平成24年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 実技試験は、男性武道(柔道)及び男性武道(剣道)の受験者のみ実施する。

※ 男性武道(柔道)の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道(剣道)の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配 点	内 容
面 接 試 験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 試 験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論 文 試 験 (1時間30分)	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
適 性 検 査		職務遂行上必要な適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成23年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	合 格 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
その他 (色覚を含む。)	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

※ 身長、胸囲、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合は不合格となる。

なお、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課
 和歌山県警察本部交通センター交通企画課
 県内各警察署
 和歌山県人事委員会事務局
 和歌山県パスポートセンター
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
 和歌山県東京事務所
 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申請書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成24年3月26日（月）から受付を開始し、平成24年4月16日（月）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年3月19日（月）午前10時から平成24年3月30日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成25年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成25年4月以降になる予定であるが、既卒者については、平成24年9月に採用される場合がある。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、おおむね197,200円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間

第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川佐野川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成24年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第 1 章 佐野川水系の流域及び河川の概要

1. 1 流域の概要

1. 1. 1 地形

佐野川は、その源を新宮市三輪崎の長石峠に発し、途中荒木川、木の川等の支川を合流しながら新宮市南東部の平野部を南西方向に流れて、佐野地先で熊野灘に注ぐ流域面積12.3km²、幹川流路延長5.78kmの二級河川である。

流域の地形は、上流域は中起伏山地から小起伏山地となり、中下流域の佐野川右岸側は海岸平野、佐野川左岸側は砂州となっている。下流右岸では河道まで中起伏山地が迫っており、自然河岸を形成している。河床勾配は河口から約1.9km地点である中央橋付近までは1/900程度の緩やかな勾配で、第一佐野橋より上流では1/150程度の比較的急な勾配の河床となっている。

1. 1. 2 地質

上流域は新生代新第三紀の熊野酸性岩類に属し、花崗岩・花崗斑岩が存在する地層である。また中流域は、沖積層の礫・砂・粘土が占め、河口部周辺には新生代古第三紀の牟婁層群の砂岩・泥岩互層から成る。

1. 1. 3 気候

南海気候区に属し、年平均降水量は約3,000mm、年平均気温は約17.0℃であり、県下でも有数の多雨地帯となっている。

1. 1. 4 歴史・文化

佐野川流域を含む新宮市は、太平洋に面し、歴史的には古く、神武天皇東征コースにあ

って、日本書記等には熊野神邑くまのかみむらと呼ばれ、熊野信仰の中心地の一つとして栄え、中世には熊野速玉大社はやたまの門前町が成立した。近世には水野氏が治め、新宮城を中心とした城下町として発展した。

明治 8 年に新宮町、三輪崎町が合併により旧新宮市が誕生し、平成 17 年に熊野川町を合併し、現在に至る。

佐野川流域周辺には、熊野九十九王子くまのくじゅうくの一つである佐野王子や佐野一里塚など熊野古道を中心とした地域の歴史や文化を物語る多くの史跡・名勝が存在するほか、弥生時代の遺物が発見された八反田遺跡はったんだなど、数多くの文化財が存在する。

1. 1. 5 土地利用

佐野川流域は、新宮市の南東部に位置している。土地利用は、山地が約 81%、水田・畑地が約 7%、宅地等の市街地が約 12%となっている。

流域内では、新宮市立医療センターの開院、大型複合商業施設の進出、那智勝浦道路の開通や新宮蜂伏団地の開発が進行するとともに、隣接する新宮港では第 2 期整備が進行している。

1. 1. 6 人口

国勢調査の推計値より、平成 17 年における新宮市の人口は 31,883 人、世帯数は 13,775 世帯である。人口は徐々に減少しており昭和 55 年に比べて平成 17 年迄の 25 年間で約 80%に減少している。

1. 1. 7 産業

新宮市は、熊野材の積出地であり明治以降は製材業や製紙業で繁栄してきたが、現在の主な産業は、卸売・小売業、医療・福祉、サービス業、飲食店・宿泊業の従業者数が多くなっている。

また、新宮市は海の幸に恵まれるとともに、古くから保存食として伝わるなれずしや郷土料理のめはりずしは新宮市を代表する味となっている。

第 2 章 佐野川の現状と課題

2. 1 治水の現状と課題

佐野川の治水事業は、昭和 47 年洪水を契機として、昭和 49 年度より局部改良事業として着手した。昭和 55 年からは、中小河川事業として松籟橋地点しょうらいばしにおける計画高水流量を 320m³/s と定めるとともに、流域全体の治水安全度の早期向上を図るために時間雨量 70mm 相当を目安として、桂橋 (0.6k) より河床掘削や河道拡幅の整備が行われてきた。

平成 17 年度からは、総合流域防災事業として、山見橋 (2.1k) までの改修が行われ、現在に至っている。

佐野川流域では過去、昭和 63 年 9 月洪水により大きな被害を受けている。また、近年では平成 13 年の豪雨により、床上浸水 7 戸、床下浸水 52 戸の家屋浸水が発生しており、引き続き河川改修を実施していく必要がある。

2. 2 利水の現状と課題

河川水の利用としては、農業用水として水田のかんがい区域に供給が図られている。佐野川では、渇水による被害は報告されていないが、今後とも流水の利用の適正化や合理化

が図られるように努める。

2. 3 河川環境の現状と課題

佐野川の上流域は、スギ・ヒノキの人工林が主であり、シイ・カシ類等の自然林等が見られ、典型的な山地景観と自然あふれる渓流域の様相を呈している。平成 16 年 2 月に実施した環境調査によると、中・下流域では洲が形成されており、ヨシやススキの群落などが見られ、オイカワ、ウナギやカワムツの他、稀少種のメダカ、シロウオなども確認されている。また、コガモやシロハラなどの鳥類の飛来も見られ、クロサギなどの希少な鳥類も確認されている。河口部は人為的な改変が少なく自然が残っているため、ウバメガシやアラカシなどの常緑広葉樹が周辺に分布している。

河川改修では川幅を拡幅する必要があり河川環境を大幅に改変することになるが、動植物が生息・生育できるような自然に配慮した河川整備が求められている。近年では、河川改修によって設置された河川管理用通路が住民の散策路として利用されるようになっている。

水質については、近年は観測されていない。平成 4 年度から平成 13 年度の 10 年間の水質観測記録では、BOD 値は 1.2～3.8mg/l で推移していた。

第 3 章 佐野川水系河川整備計画の目標に関する事項

3. 1 河川整備計画の対象区間

二級河川佐野川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、そのうち背後地の資産状況、過去の浸水状況等を踏まえ、洪水対策として概ね最大 60 分雨量 75mm の降雨により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下記の区間について計画的に河川工事を実施する。

佐野川：0.0km～0.4km、2.14km～3.0km

荒木川：0.34km～1.2km

3. 2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点での地域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

3. 3 計画の目標に関する事項

3. 3. 1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

洪水対策として概ね 5 年に一度程度の確率で発生する規模の大雨（概ね最大 60 分雨量 75mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標として、河道拡幅等の整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合にも、被害を最小限に抑えるため、洪水ハザードマップ等の情報を共有し、日常からの防災意識の啓発と高揚を図り、関係機関との情報連絡体制や連携の強化を図る。

3. 3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

佐野川の河川水は農業用水として利用されており、河川水の適正な利用については、湯

水による被害は報告されていないが、流水の正常な機能を維持するため、適正な水利用に努める必要がある。異常渇水時における対策としては、関係機関と連絡、調整機能を図り適正かつ効率的な水利用に努める。

3. 3. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、自然に配慮した河川整備が求められており、流域的な視点から、治水及び利水との整合や関係自治体等と調整を図り、潤いや親しみを与えるような水辺空間を実現するため、身近な自然を保全するとともに、沿川地域の環境との連続性や上下流への連続性に配慮し、生き物にも優しい川づくりを進める。

また、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫に努め、護岸を設置する場合においては周辺の景観との調和に配慮し、保全に努める。さらに、河川改修後も、瀬・淵などにより河道の縦横断形の変化と連続性に配慮し、学識経験者からのヒアリング結果(平成 16 年 2 月実施)を踏まえ、水域から陸域への植生の連続性や、採餌場・休憩場など多様な生物の生息環境の保全に努める。

第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

4. 1. 1 流下能力向上対策等

計画区間について河川整備を行うことにより、5 年に一度程度の確率で発生する概ね最大 60 分雨量 75mm の降雨規模の洪水において、佐野川の中央橋地点での流量 70m³/s を安全に流下させるものとする。

河川整備にあたっては、自然環境や周辺環境に十分配慮し、流域住民や関係機関と協議・調整の上、河川工事を進めていく。また、堰等の改築については、施設管理者等と調整のうえ検討する。

河川改修の概要は、表 4.1、図 4.2 のとおりである。

4. 2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

4. 2. 1 河川維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた維持管理計画を策定し、定期的な巡視及び点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくため河川愛護活動を積極的に支援するように努める。また、河川での不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

4. 2. 2 河川維持の種類及び施工の場所

(1) 河道の維持

河川の巡視や住民からの情報提供を通して、河道内において、土砂堆積や草木等の繁茂によって川の流れが阻害されていないか点検した結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。

(2) 河川管理施設の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下を防止するための修繕、機器の更新を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。

(3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

(4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、経年的な水位や水質観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するために環境情報の整備に努める。

水質については、流入負荷軽減に向け、発生源の対策、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により適切に対処する。

4. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、異常気象や集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水が生じた場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには河川改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解することが重要である。

そのため、降雨時における雨量や水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害が軽減にされるよう努める。関係機関と協力し、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の向上等のソフト面での防災対策として、浸水想定区域図の提供やハザードマップの作成を支援し、浸水情報と避難所方法等に係る情報を住民にわかりやすく提供するなど、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

さらに、河川の特性や地域のニーズを反映させた河川整備の実現を目指し、地域住民との協働の見地から川に対する住民活動の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域に愛され憩いの場となるような川づくりを推進する。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、東牟婁振興局新宮建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。